	等級１	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
7	等級３	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級２	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
8	等級３	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び壁の断熱性を高める工事
	等級２	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事

１　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、それぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

２　㈱項に掲げる工事で壁の断熱性を高める工事を含まない工事については、「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」（「天井等の断熱性を高める工事」及び「床等の断熱性を高める工事」の両方を含む工事については「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」のいずれか一方）を「壁の断熱性を高める工事」に読み替えることができるものとする。

３　㈱項に掲げる各工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事又は床等の断熱性を高める工事のうち一つ以上の工事については、㈱項に掲げる工事とみなす。

４　天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事において、発泡プラスチック保温材（工業標準化法（昭和34年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ａ9511（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。以下同じ。）を用いる場合にあってはＢ種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（日本工業規格Ａ9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。以下同じ。）を用いる場合にあってはＢ種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に規定するフロン類をいう。以下同じ。）を用いた断熱材を用いてはならない。

二　次のイ及びロに掲げる地域区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める工事（住宅の断熱等性能等級を一段階相当以上向上させ、改修工事後の住宅の断熱等性能等級が等級４又は一次エネルギー消費量等級が等級４以上かつ断熱等性能等級が等級３となる場合に限る。）

イ　８地域以外の地域　窓の断熱性を高める工事又は当該工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事若しくは床等の断熱性を高める工事（天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、発泡プラスチック保温材を用いる場合にあってはＢ種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームを用いる場合にあってはＢ種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いない工事に限る。ロにおいて同じ。）

ロ　８地域　窓の日射遮蔽性を高める工事又は当該工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事若しくは床等の断熱性を高める工事

３を次のように改める。

３　令第26条の４第７項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

一　次の表の㈠項に掲げる地域区分及び㈡項に掲げる改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ、それぞれ㈢項に掲げるエネルギーの使用の合理化に著しく資する工事

㈠	㈡	㈢
地域区分	改修工事前の住宅の断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に著しく資する工事
１及び２	等級３	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
	等級２	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
３	等級３	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級２	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事